

実務対応報告公開草案第 38 号

「改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い(案)」の公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・実務対応報告公開草案第 38 号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い(案)」(平成 24 年 2 月 3 日公表)

2. コメント募集期間

平成 24 年 2 月 3 日 ~ 平成 24 年 3 月 5 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第 号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い」(平成 年 月 日公表)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL01	(社)日本経済団体連合会 経済基盤本部

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
四半期特有の会計処理による税金費用		
1) 見積実効税率に関する記述	<p>本公開草案の四半期特有の会計処理により税金費用を計算している場合の回答(Q2のA(1)基本的な取扱いについて)において、実務対応報告第28号と同様、四半期適用指針第19項後段の「一時差異等の見積りは重要な項目に限定することができる」旨と「繰越欠損金について重要な影響が見込まれる場合には、考慮する」旨を記載すべきである。なお、その箇所は繰延税金資産の回収可能性の判断における簡便的な取扱い(四半期適用指針第16項、第17項)を勘案する旨の記述の直後が適当である。</p>	

以上